

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

委員会	電波雑音部会
事務局	日本電気協会

### <規格情報>

規格番号（発行年）	J55011（H27）
対応国際規格番号（版）	CISPR 11（第5版(2009), Amd.1(2010)）
規格タイトル	工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器、超音波加湿器等
廃止する基準及び有効期間	J55001(H22)のうち該当する規定、有効期間3年間

### <審議中に問題となったこと>

今回のこの規格の審議で問題となった事項は、次のとおりである。

a) 電波法に係る総務省令改正との整合

電気用品安全法対象の電気用品で、かつ、電波法の規制対象となる電子レンジや電磁誘導加熱式調理器等に関する電波法関連省令が改正されることが予定されていたので、異なる技術基準から生ずる製造事業者の負担の軽減を図るために、当該機器に対する要求事項に整合性を持たせるように電気用品安全法技術基準解釈の改正内容を検討した。

具体的には、電波法はCISPR11国内答申（平成26年3月の総務省情報通信審議会答申）に整合した内容となるため、別表第十二において現在上記品目に適用されている解釈 別表第十と同等の規定を廃止し、CISPR11国内答申とほぼ同じ内容となるように新たに制定した整合規格 J55011 を別表第十二に追加することとした。

b) CISPR11国内答申との整合

原則としてCISPR11国内答申と同じ内容とする方針であったが、以下2点についてCISPR11国内答申からの差分導入を検討した。

- 電波法関連省令においてCISPR11国内答申からの差分を定めたもの
- CISPR11国内答申の引用規格と原国際規格であるCISPR11の引用規格とに差分があるため、CISPR11に合わせる必要があるもの

c) CISPR11国内答申で認められた緩和許容値の取り扱い

CISPR11国内答申に記載された許容値には、一部CISPR11より緩和されたものがあるが、これらは情報通信審議会の審議を経ているので、電波法関連省令と同様に採用した。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
6.3.1.3	電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の妨害波端子電圧許容値の緩和。	CISPR11 国内答申の検討結果による。
表 12 及び 表 13	AM ラジオ周波数帯のみ、現行電波法に整合し許容値を厳しい値とした。	電波法施行規則の改正内容との整合を図るため。
表 12 及び 表 13	「家庭用」「業務用」と言う区分を「1.6 m未満」「1.6 m以上」と言う寸法での区分に変更した。	電波法施行規則の改正内容との整合を図るため。

<主な改正点>

J55001(H22)のうち該当する規定からの主な改正点は、次のとおりである。（解釈別表第十からの変更点）

a) **電源端子妨害波電圧の許容値**

規制される周波数範囲の下限が、日本の中波放送帯域の下限である 526.5 kHz から、電子レンジの場合は 150 kHz まで、電磁誘導加熱式調理器の場合は 9 kHz まで拡大され、新たな許容値が適用される。

b) **磁界強度による許容値**

従来 526.5 kHz 以下の放射の許容値は規定がなかったが、電子レンジの場合は 150 kHz まで、電磁誘導加熱式調理器の場合は 9 kHz まで拡大される。許容値は同等又は厳しくなる。

c) **電界強度の許容値**

電子レンジと電磁誘導加熱式調理器については、30MHz 以上において周波数範囲により現行規定と比べて厳しくなる場合がある。また、電子レンジの 1GHz 以上の測定法と許容値も変更される。

d) **測定距離**

従来、1GHz 以下の周波数では 30m 又は 10m 離れた地点での許容値であったが、電子レンジと電磁誘導加熱式調理器については、これまで規定していなかった 3m 離れた地点での測定となる。（電磁誘導加熱式調理器については、機器の寸法が 1.6m より小さいものは 2m ループアンテナで測定することになる。）

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準省令への整合性>

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第五条	使用者及び使用場所を考慮した	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

	安全設計	るおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。				
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第七 条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第七 条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十 一 条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6	6 電磁妨害波の許容値	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		<p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>			
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>			

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>			



## 国際規格(CISPR11 第 5.1 版)と J55011(H27)の比較

番号	該当項	国際規格	J55011	相違点概要及び理由
1	1. 適用範囲 第 5 段落	他の CISPR の製品及び製品群向けエミッション規格が対象とする装置は、本規格の適用範囲外である。	<u>無線周波数範囲における全ての妨害波に関する要求事項が、他の J 規格において規定されている装置は、本規格の適用範囲外である。</u>	他の J 規格に合わせて記述を変更した。
2	1. 適用範囲 注	注：電磁誘導加熱式調理器は CISPR 11 から CISPR14-1 に移行中である。CISPR 11 の適用範囲から電磁誘導加熱式調理器が削除されるまでは、規格の利用者は試験に CISPR 11 と CISPR 14-1 のどちらを選んでもよい。	削除	J55014-1 (H22) には、電磁誘導加熱式調理器の要求事項が含まれていないため。
3	2. 第 1 段落	次の参照文書は、この文書の適用に当たって不可欠である。発行年がある参照文書については、引用された版だけを適用する。発行年がない参照文書については、その参照文書の最新版（修正すべてを含む）を適用する。	次の参照文書は、この文書の適用に当たって不可欠である。発行年がある参照文書については、引用された版だけを適用する。発行年がない参照文書については、その参照文書の最新版（修正すべてを含む）を適用する。 <u>国際規格に整合する国内規格のあるものはそれを記述し、参考として当該国際規格番号を付記する。</u>	国内に整合する規格がある場合には、その規格を使用する必要があるため。また、国内規格としての利便性を図った。
4	2. (1)	CISPR 16-1-1：2006、無線妨害及びイミュニティ測定用機器ならびに方法に関する規格—第 1-1 章：無線妨害及びイミュニティ測定用機器—測定用機器 修正 1 (2006) 修正 2 (2007)	<u>情報通信審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」のうち、「無線妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」について</u> （平成 19 年度答申）「 <u>第 1 部—第 1 編：測定用受信機の技術的条件および性能評価法 (CISPR 16-1-1 第 2.1 版：2006)</u> 」	国際規格に対応する国内答申に変更した。

番号	該当項	国際規格	J55011	相違点概要及び理由
5	2. (2)	CISPR 16-1-2 : 2003、無線妨害及びイミュニティ測定用機器ならびに方法に関する規格—第 1-2 章：無線妨害及びイミュニティ測定用機器—補助装置—伝導妨害 修正 1 (2004) 修正 2 (2006)	<u>情報通信審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」のうち、「無線妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」について</u> (平成 19 年度答申)「 <u>第 1 部—第 2 編：補助装置—伝導妨害波の技術的条件および性能評価法 (CISPR 16-1-2 第 1.1 版：2004)</u> 」 注記：ただし、次の項目は、CISPR 16-1-2 : 2004 の修正 2:2006 による。 <u>4. 擬似電源回路網</u>	国際規格に対応する国内答申に変更した。ただし、修正 2 は国際規格を引用する。
6	2. (4)	CISPR 16-2-3 : 2006、無線妨害及びイミュニティ測定用機器ならびに方法に関する規格—第 2-3 章：妨害波及びイミュニティの測定方法—放射妨害測定	<u>情報通信審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」のうち、「無線周波妨害波およびイミュニティ測定法の技術的条件」について</u> (平成 20 年度答申)「 <u>第 2 部：—第 3 編：放射妨害波の測定法 (CISPR 16-2-3 第 2.0 版：2006)</u> 」	国際規格に対応する国内答申に変更した。
7	2. (6)	IEC 60050-161 : 1990、国際電気技術用語 (IEV) —161 章；電磁両立性 修正 1 (1990) 修正 2 (1998)	<u>JIS C60050-161 : 1997、EMC に関する IEV 用語 (IEC 60050-161 第 2 版及び修正 1 に準拠)</u>	国際規格に対応する JIS 規格に変更した。
8	3. 用語と定義 第 1 段落	IEC 60050-161	<u>JIS C60050-161 : 1997</u>	国際規格に対応する JIS 規格に変更した。

番号	該当項	国際規格	J55011	相違点概要及び理由
9	3.9	<p>上限が一般に交流 1,000 V まで許容される、配電に使用される一式の電圧レベル。 [IEV 601-01-26:1985]</p>	<p>配電に使用される一式の電圧レベル。 <u>国内では交流 600V、直流 750V まで許容される。</u> <u>[電気設備に関する技術基準を定める省令第2条]</u> なお、国際的には上限は交流 1,000V が一般的である。<u>[IEV 601-01-26:1985]</u></p>	<p>国内における実情に合わせるとともに、参考として国際規格についても言及した。</p>
10	4	<p>ISM 装置の基本周波数として国際電気通信連合 (ITU) が、特定の周波数を指定している (定義 3.1 も参照)。これらの周波数を表 1 に表記する。</p> <p>注：国によっては、ISM 装置に別の又は追加の周波数を指定することがある。</p> <p>表 1 - ISM 基本周波数として利用するために ITU が指定する周波数帯 (別紙 1 の上表)</p>	<p>ISM 装置の基本周波数として国際電気通信連合 (ITU) が、特定の周波数を指定している (定義 3.1 も参照)。<u>また国内の周波数割当計画においても、特定の周波数を指定している。</u>これらの周波数を表 1 に表記する。</p> <p>表 1 - ISM 基本周波数として利用するために指定された周波数帯 (別紙 1 の下表)</p>	<p>郵政省告示第 257 号 (昭 46.4.9) により、通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大値を定めない周波数 (≡ ISM 周波数) に加え、特例として使用が認められている周波数 40.46MHz±240KHz 及び 41.14MHz±240KHz を追加。</p>
11	6.3.1.3 第 2 段落	追加	<p><u>なお、電子レンジについては、0.15MHz から 0.5MHz までの範囲において、12dB 高い値を許容値として適用する。</u></p>	<p>当該機器はこれまで国内での法令に準拠しているものが多く、国際規格への適応には一定の時間が必要なため。</p> <p>付則 Z A. 3 の許容値の緩和のデビエーションを本文中に移動した。</p>

番号	該当項	国際規格	J55011	相違点概要及び理由
12	6.3.1.3 第5段落	家庭用又は業務用電磁誘導加熱式調理器	電磁誘導加熱式調理器	家庭用、業務用と言う区分別を止め、その大ききで区分する方法に変更したため。
13	表8	別紙2の上表	別紙2の下表	当該機器はこれまで国内での法令に準拠しているものが多く、国際規格への適応には一定の時間が必要なため。 付則ZA.4の許容表を本文中に移動した
14	6.3.2.3 第7段落	電磁誘導加熱式調理器の30MHz以下の許容値は、それぞれ表12(業務用)及び表13(家庭用)に、	電磁誘導加熱式調理器の30MHz以下の許容値は、それぞれ表12(対角線の寸法が1.6m以上)及び表13(対角線の寸法が1.6m未満)に、	家庭用、業務用と言う区分別を止め、その大ききで区分する方法に変更したため。
15	表12の表題	表12 業務用電磁誘導加熱式調理器の磁界強度の許容値	表12 対角線の寸法が1.6m以上の電磁誘導加熱式調理器の磁界強度の許容値	家庭用、業務用と言う区分別を止め、その大ききで区分する方法に変更したため。
16	表12の注記	この表の許容値は、業務用及び対角線寸法1.6mを超える家庭用電磁誘導加熱式調理器に適用する。	削除	表中の注記を表題としたため。
17	表12の注記	(なし)	* ただし、0.5265 - 0.912 MHz においては、 18 dB ( $\mu$ A/m)とする。	電波法施行規則に合わせて、許容値を変更した。
18	表13の表題	表13 家庭用電磁誘導加熱式調理器の磁界により2mループアンテナに誘起される電流の許容値	表13 対角線の寸法が1.6m未満の電磁誘導加熱式調理器の磁界により2mループアンテナに誘起される電流の許容値	家庭用、業務用と言う区分別を止め、その大ききで区分する方法に変更したため。

番号	該当項	国際規格	J55011	相違点概要及び理由
19	表 13 の注記	この表の許容値は対角線の寸法が 1.6 m 未満の家庭用電磁誘導加熱式調理器に適用する。	削除	表中の注記を表題としたため。
20	表 13 の注記	(なし)	* ただし、0.5265 - 1.6065 MHz においては、 <u>水平成分は 37 dB (<math>\mu</math>A/m)、垂直成分は 55 dB (<math>\mu</math>A/m)とする。</u>	電波法施行規則に合わせて、許容値を変更した。
21	付則 A グループ 1 装置の詳細	超音波洗浄機	<u>工業用超音波洗浄機を除く超音波洗浄機</u>	(下記参照)
22	付則 A グループ 2 装置の詳細	(なし)	<u>「工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置、工業用超音波機器」を追加</u>	「工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置」の追記理由： ①対象外である「工業用 DC 放電励起方式レーザー発生装置」と区別する必要が有る ②今後、「型式指定」の対象として提案を計画しており、グループ区分を明確にしておきたい 「工業用超音波機器」の追記理由： 工業用設備の規格をひとまとめにすることでより分かりやすくなる。

## 国際規格

表 1 - ISM 基本周波数として利用するために ITU に指定された周波数帯

中心周波数 MHz	周波数範囲 MHz	最大放射許 容値 <sup>b</sup>	ITU 無線通信規則 <sup>a</sup> の周波数分配 表の脚注番号
6.780	6.765 - 6.795	検討中	5.138
13.560	13.553 - 13.567	制限なし	5.150
27.120	26.957 - 27.283	制限なし	5.150
40.680	40.66 - 40.70	制限なし	5.150
433.920	433.05 - 434.79	検討中	5.138 (5.280 に記載された国を除く第 1 地域)
915.000	902 - 928	制限なし	5.150 (第 2 地域のみ)
2.450	2.400 - 2.500	制限なし	5.150
5.800	5.725 - 5.875	制限なし	5.150
24.125	24.000 - 24.250	制限なし	5.150
61.250	61.000 - 61.500	検討中	5.138
122.500	122.000 - 123.000	検討中	5.138
245.000	244.000 - 246.000	検討中	5.138

<sup>a</sup> ITU 無線通信規則の決議 63 号を適用。

<sup>b</sup> 「制限なし」は、基本波及び他の全ての周波数成分で指定帯域内のものに適用するものである。ITU に指定された ISM 周波数帯域の範囲外では、本規格の妨害波電圧と放射妨害波に関する許容値を適用する。

表1 ISM基本周波数として利用するために指定された周波数帯

中心周波数 MHz	周波数範囲 MHz	最大放射 許容値 <sup>b</sup>	ITU無線通信規則 <sup>a</sup> の周波数分配表の 脚注番号	当該周波数帯 の国内における ISM利用	国内の周波 数分配表の 脚注番号
13.560	13.553 - 13.567	制限なし	5.150	制限なし <sup>*za</sup>	J37 <sup>*zd</sup>
27.120	26.957 - 27.283	制限なし	5.150	制限なし <sup>*za</sup>	J37 <sup>*zd</sup>
40.680	40.66 - 40.70	制限なし	5.150	制限なし <sup>*za</sup>	J37 <sup>*zd</sup>
(40.46)	(40.22 - 40.70)			特例による使 用が認められ る <sup>*zb</sup>	
又は (41.14)	又は (40.90 - 41.38)	—	—		—
2 450	2 400 - 2 500	制限なし	5.150	制限なし <sup>*za</sup>	J37 <sup>*zd</sup>
5 800	5 725 - 5 875	制限なし	5.150	制限なし <sup>*za</sup>	J37 <sup>*zd</sup>

<sup>a</sup> ITU無線通信規則の決議63号を適用。

<sup>b</sup> 「制限なし」は、基本波及び他の全ての周波数成分で指定帯域内のものに適用するものである。ITUに指定されたISM周波数帯域の範囲外では、本規格の電源端子妨害波電圧と放射妨害波に関する許容値を適用する。

<sup>\*za</sup> 総務省告示第〇〇〇号(平成27年〇月〇日)に、当該周波数帯においては、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値を定めないと規定されている。

<sup>\*zb</sup> 総務省告示第〇〇〇号(平成27年〇月〇日)に、当該周波数帯においては、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値を定めないと規定されている。また41.14MHzは、40.46MHzの周波数の使用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、代えて使用が許容されている。

<sup>\*zc</sup> 欠番

\*zd (J37) 産業科学医療用(ISM)に使用する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生ずる有害な混信を容認しなければならない。



## 国際規格

表 8 電磁誘導加熱式調理器の電源端子妨害波電圧の許容値

周波数帯域  MHz	電磁誘導加熱式調理器の許容値			
	接地接続のない定格 100V の装置以外の すべての装置		接地接続のない定格 100V の装置	
	準尖頭値 dB (μV)	平均値 dB (μV)	準尖頭値 dB (μV)	平均値 dB (μV)
0.009 - 0.050	110	-	122	-
0.050 - 0.1485	90 ~ 80 周波数の対数に 対し直線的に減少	-	102 ~ 92 周波数の対数に 対し直線的に減 少	-
0.1485 - 0.5	66 ~ 56 周波数の対数に 対し直線的に減少	56 ~ 46 周波数の対数に 対し直線的に減少	72 ~ 62 周波数の対数 に対し直線的 に減少	62 ~ 52 周波数の対数 に対し直線的 に減少
0.50 - 5	56	46	56	46
5 - 30	60	50	60	50
周波数範囲の境界では、厳しい方の値の許容値を適用する。				

表 8 電磁誘導加熱式調理器の電源端子妨害波電圧の許容値

周波数帯域 MHz	電磁誘導加熱式調理器の許容値	
	準尖頭値 dB ( $\mu$ V)	平均値 dB ( $\mu$ V)
<u>0.009 -</u> <u>0.050</u>	<u>122</u>	=
<u>0.050 -</u> <u>0.1485</u>	<u>102 ~ 92</u> 周波数の対数に対し <u>直線的に減少</u>	=
<u>0.1485 - 0.5</u>	<u>78 ~ 68</u> 周波数の対数に対し <u>直線的に減少</u>	<u>68 ~ 58</u> 周波数の対数に対し <u>直線的に減少</u>
0.50 - 5	56	46
5 - 30	60	50
周波数範囲の境界では、厳しい方の値の許容値を適用する。		